

## 「RIDE ON (自転車盗難保険)」重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報のご説明)

## I. 契約概要のご説明

契約概要は、ご契約の内容などに関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

## 1 保険商品の仕組み

「RIDE ON (自転車盗難保険)」は、保険期間中に保険証券記載の自転車が盗難に遭った場合に、自転車に生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、保険金をお支払いします。

## 2 補償の内容

## (1) 保険金をお支払いする場合

盗難によって保険証券記載の自転車に生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、保険金を支払います。お支払いする保険金は、保険証券記載の保険価額とします。ただし、自転車の一部に損害が生じた場合には、その損害が自転車全体の価値に及ぼす影響を考慮して支払うべき保険金を決定します。

## (2) 保険金をお支払いできない主な場合

- ▶ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ▶ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ▶ 盗難発生後60日以内に覚知することができなかった盗難によって生じた損害。
- ▶ 防犯登録がされていない自転車の盗難によって生じた損害。
- ▶ 施錠がされていない自転車の盗難によって生じた損害。
- ▶ 地方公共団体が定めた放置自転車整理区域または自転車放置禁止区域における自転車の撤去または盗難によって生じた損害。
- ▶ サイクルコンピュータ等、着脱可能な電子機器類の盗難によって生じた損害。

※上記以外の保険金をお支払いできない場合については、「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

## 3 主な特約とその概要

特約名	特約の概要
盗難付随費用補償特約	盗難事故(普通保険約款に従い保険金が支払われる場合)により、自転車が使用できない場合に、臨時宿泊費用または臨時帰宅費用をお支払いする特約です。
クレジットカード払特約	保険料をクレジットカードで払い込むための特約です。
通信販売に関する特約	通信手段(おもに郵送・情報処理機器等)の利用により保険の内容を理解し、その利用によって保険契約を締結するための特約です。

※詳しくは、「ご契約のしおり(約款)」でご確認ください。

## 4 保険期間、保険責任の開始時期

保険期間は2年です。

保険責任は、保険始期日の午後4時に始まり、満期日の午後4時に終わります。

## 5 引受条件 (保険金額等)

## (1) 保険金額について

- ▶ 自転車の購入価格の70%が保険価額(=保険金額)となります。
- ▶ 購入価格には、自転車本体のほか、ライト、ベル等の付属品を含みます。ただし、着脱可能なサイクルコンピュータは含まれません。
- ▶ 保険金額は、100万円が上限となります。

## (2) 次の場合は、お引き受けできません。

- ▶ 原則として自転車の購入日(引渡日)から6か月を過ぎている場合
- ▶ 自転車の盗難に関する保険金(補償金、共済金を含む)の請求を過去1年以内に行ったことがある場合

## 6 保険料とお支払い方法

## (1) 保険料について

保険料は、設定された保険金額によって決定されます。

## (2) 保険料の払込方法

保険料の払込方法は、一時に全額(一括払い)をご指定のクレジットカードでお支払いいただけます。

## 7 満期返戻金・契約者配当金

この保険契約には、満期返戻金および契約者配当金はありません。

## 8 解約返戻金

保険期間の途中において、保険契約を解約(保険契約者の請求による保険契約の解除)される場合は、未経過期間に対し、つぎの計算式によって算出した保険料を返還します。

$$\text{解約返戻金} = \text{保険料} \times \text{未経過料率(注)}$$

(注)未経過料率は、「ご契約のしおり(約款)」の別表でご確認ください。

## Ⅱ. 注意喚起情報のご説明

お客様にとって不利益となる場合など、特にご注意いただきたい情報を説明したものです。  
ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

### 1 クーリングオフ

ご契約をお申込みいただいた日または重要事項説明書を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回または解除)ができます。

#### (1) お手続き方法

クーリングオフの手続きは、上記期間内(8日以内の消印有効)に当社宛に必ず郵送してください。

【宛て先】 〒112-0002 東京都文京区小石川2-1-2ユニオン小石川第1ビル805 トライアングル少額短期保険株式会社

【記載必要事項】 ①ご契約をクーリングオフする旨の内容 ②ご契約を申し込まれた方の住所、氏名、押印、電話番号  
③ご契約を申し込まれた年月日 ④ご契約を申し込まれた保険の内容(証券番号、取扱代理店名)

#### (2) お支払いになった保険料の取扱い

クーリングオフされた場合、既にお支払いいただいた保険料はお返します。また、当社および取扱代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。

### 2 告知義務(契約締結時におけるご注意事項)

保険契約者には、当社が告知を求めた告知事項に対して事実を正確に申告する必要(告知義務)があります。申告内容が事実と異なる場合、当社よりご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

#### 【告知事項】

① 被保険者の氏名、②自転車の防犯登録番号、③自転車の購入日、④自転車の購入金額、⑤他の保険契約の状況、⑥自転車の所有目的、⑦自転車に法令等により必要とされている安全装置の有無

### 3 通知義務など(契約締結後におけるご注意事項)

#### (1) 通知義務

ご契約後、告知事項に変更が生じた場合は、遅滞なく当社にご通知いただく必要(通知義務)があります。ご連絡がない場合、当社よりご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご注意ください。

#### (2) 契約内容の変更などが必要な場合

ご契約後、つぎの事実が発生する場合、契約内容の変更などが必要となりますので、あらかじめ当社までお電話などでご連絡ください。

ご連絡が必要となる主な変更内容 ①ご契約者が住所を変更されたとき、②ご契約の自転車を譲渡されるとき

### 4 保険責任開始期

「Ⅰ 契約概要のご説明 4 保険期間、保険責任の開始時期」をご覧ください。

### 5 主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

「Ⅰ 契約概要のご説明 2 補償の内容 (2) 保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

### 6 保険事故が発生した場合の手続き

#### (1) 保険事故が発生した場合の対応等について

- ① 保険事故が発生した場合には、直ちに所轄警察署に届出を行い、事故の発生等を当社にご連絡ください。
- ② 正当な理由なく上記の対応をしていただけない場合には、保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります。

#### (2) 保険金請求に必要な書類について

保険金請求にあたっては、つぎの書類を当社にご提出ください。

- ① 当社所定の保険金請求書
- ② 損害見積書
- ③ 所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
- ④ 損害の程度等に応じて、上記以外の書類を提出いただく場合があります。

#### (3) 保険金お支払いまでの期間について

保険金のご請求手続きが完了したその日を含めて30日以内に、当社は、保険金のお支払いに必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。

ただし、保険金のお支払いに必要な事項の確認に以下の特別な照会・調査が必要な場合には、以下に記載する照会・調査に応じた所定の日数以内に保険金をお支払いします。

- ① 警察、検察、消防等の公の機関への照会が必要な場合……180日
- ② 専門機関の鑑定等の結果の照会が必要な場合……90日
- ③ 災害救助法が適用された地域での調査が必要な場合……60日

### 7 保険料の払込猶予期間

保険料の払込方法が、一時に全額を(一括払い)をクレジットカードでお支払いいただくため、払込猶予期間はありません。

### 8 保険契約の失効

保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。

- ① 自転車の全部が滅失した場合。ただし、保険金の支払額が保険金額に相当する額となった場合を除きます。
- ② 自転車が譲渡された場合。

### 9 重大事由による解除

つぎの事由が生じた場合、当社は書面による通知をもって保険契約を解除することがあります。保険契約を解除した場合、その事由が生じた時から解除するまでに発生した損害に対しては保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者または被保険者が、当社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合
- ②被保険者が、保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ④①～③のほか、保険契約者または被保険者が、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

## 10 特に法令等で注意喚起することとされている事項

### (1) 保険会社破綻時等の取扱い

この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約ではなく、当社に対しては同機構が行う資金援助等の措置の適用はありません。

### (2) 保険期間中の保険料の増額または保険金の削減等

保険期間中において、保険金のお支払いが増加し、保険契約の計算の基礎に著しいまたは突出した影響を及ぼす場合は、主務官庁への届出等を行った上で、保険料の増額または保険金の削減もしくは減額を行うことがあります。

### (3) 少額短期保険会社が引き受ける保険契約の限度等

- ①保険期間は、損害保険の場合、2年以内となりますが、この保険契約の場合、2年間となります。また、保険金額は、損害保険の場合、1,000万円以下となりますが、この保険契約の場合、保険契約申込書に記載の保険金額となります。
- ②同一の被保険者について引き受けるすべての保険契約の保険金額の合計額は、原則1,000万円が上限となり、また、同一の保険契約者について引き受けるすべての保険契約の保険金額の合計額は、原則10億円が上限となります。

## 11 個人情報の取扱いに関する重要事項

当社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。なお、センシティブ情報の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲内に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- ②契約締結、契約内容変更、保険金支払等の判断をする上での参考とするために、個人情報を他の保険会社、他の少額短期保険業者、一般社団法人日本少額短期保険協会等と共同して利用すること
- ③当社と当社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ④再保険引受会社等における再保険契約の締結、継続・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること

## 12 支払時情報交換制度


当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、(社)日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

### 【一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」(指定紛争解決機関)】

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

 0120-821-144(フリーダイヤル) 受付時間: 月～金 9:00～12:00、13:00～17:00

### 【ご契約内容等に関するお問い合わせ】

 0120-300-427(フリーダイヤル)

受付時間: 月～金 10:00～18:00  
土日・祝日・休日はお休みとさせていただきます。